

随意契約理由書

件名	検査の信頼性確保（GLP）対策点検業務（その1）
契約の相手方	金陵電機株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 当研究所では、食品中に残留する農薬の検査を実施するため当該機器を保有しています。 点検対象機器はUSA・HewlettPackard(株)製及び計測関連事業部門が分離したAgilent Technologies, inc. 製であり、この機器に関して日本における販売、サービス、サポートはアジレント・テクノロジー株式会社が独占的に有しています。 また、近畿圏においては、金陵電機株式会社がアジレント・テクノロジー株式会社から同様独占的に営業権を手に入れ、代理店となっています。 他社では、適正で円滑な保守点検が出来ず、部品の調達など、確実に業務を履行できるのは上記会社以外にはないため随意契約を行います。	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局保健所環境保健研究所生活科学部（電話番号 302-6265）